

# 鳥取県公報

平成23年7月1日(金) 第8307号

毎週火・金曜日発行

## 目 次 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (378) (県民課)・・・・・2 ◇告 示 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正 (379) (1)・・・・・・・・3 指定居宅サービス事業者の廃止 (380) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・3 指定介護予防サービス事業者の廃止 (381) (11)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ◇ 教委告示 平成24年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜方針 (11) (特別支援教育課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 平成24年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針(12)(高等学校課)・・・・・・・・・・6 公公 大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課)・・8 落札者の決定(2件)(病院局総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・9 調達公告 一般競争入札の実施(2件)(教育委員会教育環境課)・・・・・・・・・・・10

# 示

## 鳥取県告示第378号

平成11年鳥取県告示第642号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を次のように 改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改正前				
口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称		開示請求を 行うことが できる期間	開示請求 を行うこ とができ る場所		口頭にままる 開示請まと 行うこる個 情報取扱 精の名称		開示請求を 行うことが できる期間	開示請求を行うことができる場所
略	•	•			略	•		
歯科技工士試験	科目別得点 及び総合得 点	II	福祉保健 部健康医 療局医療 政策課		歯科技工士 試験	科目別得点 及び総合得 点	II	福祉保健 部医療政 策課
略					略			
准看護師試 験	科目別得点 及び総合得 点	11	福祉保健 部健康医 療局医療 政策課		准看護師試 験	科目別得点 及び総合得 点	n	福祉保健   部医療政   策課
毒物劇物取 报者試験	11	11	福祉保健 部健康医 療局医療 指導課		毒物劇物取 扱者試験	"	11	福祉保健 部医療指 導課
一般用医薬 品に係る登 録販売者試 験	n	II.	福 ・ は は は は は は は は は は は は は		一般用医薬 品に係る登 録販売者試 験	"	11	福祉保 部 導 各 務 頭 終 所 の み の の の の の の の の の の の の の の の の の



鳥取県告示第379号

平成12年鳥取県告示第218号 (審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について)の一部を次のように改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
$1 \sim 7$ 略	1~7 略
8 審議会等調書の作成及び公開	8 審議会等調書の作成及び公開
(1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議	(1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議
会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した	会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した
資料(以下「審議会等調書」という。)を作成し、	資料(以下「審議会等調書」という。)を作成し、
同月15日までに <u>未来づくり推進局長</u> に提出しなけ	同月 15 日までに <u>総務部長</u> に提出しなければならな
ればならない。	い。
(2) 実施機関は、年度途中に新たに審議会等を設	(2) 実施機関は、年度途中に新たに審議会等を設
置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、	置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、
<u>未来づくり推進局長</u> に提出しなければならない。	<u>総務部長</u> に提出しなければならない。
(3) 略	(3) 略
9及び10 略	9及び10 略

#### 鳥取県告示第380号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類	
氏名	の名称	の所在地	した年月日	リーころの性類	
医療法人社団池渕	池渕医院	境港市栄町88	平成23年6月22日	居宅療養管理指導	
医院					

#### 鳥取県告示第381号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成23年7月1日

鳥取県西部総合事務所長 林

昭 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類	
氏名	の名称	の所在地	した年月日	リーしへの種類	
医療法人社団池渕	池渕医院	境港市栄町88	平成23年6月22日	介護予防居宅療養	
医院				管理指導	

# 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第11号

平成24年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜を次のとおり実施する。

平成23年7月1日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 子

平成24年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜方針

#### 1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部(鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科を除く。) については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施す るものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者 選抜を実施するものとする。

#### 2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げ る区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあっては、4歳児又は5歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中学校(特別支援学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成24年3月に卒業する見込みの者
- イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者
- (3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成24年3月に卒業する見込みの者
- イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者
- 3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部(鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科を除く。)

#### の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

#### (1) 出願期間

平成24年2月21日 (火) から同月23日 (木) までとする。

受付時間は、平成24年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木) は午前9時から正午までとする。

#### (2) 検査実施期日

平成24年3月6日(火)

#### (3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
幼稚部(鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護	面接(鳥取県立皆生養護学校にあっては、行動観察
学校)	を併せて実施する。)
高等部(鳥取県立鳥取盲学校保健理療科及び専攻科	諸検査(障がいに応じて各特別支援学校が実施する
理療科を除く。)	生徒の実態を把握するための検査) ・面接

#### (4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の 確認を行う。

#### (5) 入学候補者の発表

平成24年3月14日 (水)

#### 4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜

#### (1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

平成24年2月21日 (火) から同月23日 (木) までとする。

受付時間は、平成24年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日 (木) は午前9時から正午までとする。

#### イ 検査実施期日

平成24年3月6日(火)

#### ウ 検査内容

学力検査 • 面接

#### 工 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

## 才 合格発表

平成24年3月14日 (水)

#### (2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達してい ない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成24年3月19日(月)及び同月21日(水)とする。

受付時間は、平成24年3月19日(月)は午前9時から午後4時30分までとし、同月21日(水)は午前9 時から正午までとする。

#### イ 検査実施期日

平成24年3月22日 (木)

#### ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

#### エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

平成24年3月26日(月)

5 その他

鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の詳細については、教育委員会が別

#### 鳥取県教育委員会告示第12号

平成24年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成23年7月1日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 子

平成24年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

#### 1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法によ り生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校(これに準ずる学校を含む。以下同じ。)を卒業し た者若しくは平成24年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条 各号のいずれかに該当する者とする。

- 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜
  - (1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうち から推薦入学者の選抜を実施することができる。

なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。 ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2分の1の範囲を超えて募集することができる。

## ア 出願期間

平成24年2月6日(月)及び7日(火)

受付時間は、平成24年2月6日(月)は午前9時から午後4時30分までとし、同月7日(火)は午前9 時から正午までとする。

#### イ 実施期日

平成24年2月10日(金)

#### ウ 検査内容

- (ア) 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。
- (イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

#### 工 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書(合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録)、面接又は口頭試問、 作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又 は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成24年2月15日(水)までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成24年3月14日(水)に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

#### (2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成24年2月21日 (火) から同月23日 (木) まで

受付時間は、平成24年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日 (木) は午前9時から正午までとする。

#### イ 実施期日

平成24年3月6日(火)及び7日(水)(ただし、学力検査は、平成24年3月6日(火)とする。)

#### ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

#### a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、 入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施 教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施すること ができる。

#### c 配点等

- (a) 各教科の配点は、50点とする。
- (b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2 倍以下とする傾斜配点をすることができる。
- (c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするも のとする。
- (イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。
- (ウ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

#### 工 選抜方法

合格者は、調査書(合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録)、学力検査の合計得点、面接、 作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力 検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

#### 才 合格発表

平成24年3月14日 (水)

#### カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序 により繰上合格をすることができる。

## (3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に 達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成24年3月19日(月)及び同月21日(水)

受付時間は、平成24年3月19日(月)は午前9時から午後4時30分までとし、同月21日(水)は午前9 時から正午までとする。

#### イ 実施期日

平成24年3月22日(木)

#### ウ 検査内容

- (ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。
- (イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一 般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。
- 工 選抜方法

合格者は、調査書(合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録)、面接、学力検査、作文、実 技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又 は2教科の評定を2倍することができるものとする。

#### 才 合格発表

平成24年3月26日 (月)

- 4 通信制課程における入学者選抜
  - (1) 出願期間及び実施期日

平成24年3月2日(金)から同月27日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178号) に規定する休日を除く。) の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

- 5 配慮事項
  - (1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当 たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業者、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・ 外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

\_\_\_\_\_

平成23年鳥取県公報第8279号で公告した丸合西伯店及びドラッグストアウェルネス西伯店に係る鳥取県大規模 集客施設立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づく大規 模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知 したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成23年7月15日までに知事に意見書 を提出することができる。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治 1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため

## 調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月1日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達件名及び数量 全身用マルチスライスCTスキャナシステム 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

札 平成23年5月13日

4 落札者の名称及び所在地 有限会社メディス

鳥取市北園二丁目200

5 落 札 金 額 167,895,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 平成23年3月29日 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局管財課

及び所在地 倉吉市東昭和町150

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月1日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 頣

1 調達件名及び数量 放射線治療システム 一式

2 契 約 方 式 総合評価一般競争入札

札 平成23年5月17日 3 落 日

東芝メディカルシステムズ株式会社鳥取出張所 4 落札者の名称及び所在地

鳥取市永楽温泉町271

5 落 札 金 271,950,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 額

6 入 札 公 告 日 平成23年4月5日 7 落 札 方 式 総合評価落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局管財課

及び所在地 倉吉市東昭和町150

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一式

平成23年7月1日

鳥取県立米子工業高等学校長 安 藤 順

#### 1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

米子工業高等学校CADシステム賃貸借(2室分) 一式

ア CADシステム (環境系)機器 一式

- (ア) デスクトップワークステーション (教員用) 2台
- (イ) デスクトップワークステーション(生徒用) 20台
- (ウ) A3カラーレーザープリンタ 2台
- (エ) A0複合システム 1台
- (オ) 液晶プロジェクタ 2台
- (カ) スイッチ、ケーブル類
- (キ) ソフトウェア、ライセンス等 一式

イ CADシステム (制御系) 機器 一式

- (ア) デスクトップワークステーション(教員用) 1台
- (イ) デスクトップワークステーション(生徒用) 20台
- (ウ) A3カラーレーザープリンタ 1台
- (エ) A O プロッタ 1台
- 一式
- (オ) 画像転送システム
- (カ) スイッチ、ケーブル類 一式 (キ) ソフトウェア、ライセンス等 一式
- (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成23年9月1日から平成28年8月31日まで

(4) 納入期限

平成23年8月31日(水)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入 札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、入札見積金額は、当該借入物品に係る賃借料(保守料を含む。) の総額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成23年7月1日(金)から同月26日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参 加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受け ていない者であること。

(3) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資 格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年7月6日(水)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

- (4) 平成23年7月1日(金)から同月26日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の 規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであるこ
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

- 4 入札手続等
  - (1) 入札に関する問合せ先

〒683-0052 米子市博労町四丁目220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

(2) 仕様に関する問合せ先

〒683-0052 米子市博労町四丁目220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品,契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (4) 入札説明書の交付方法
  - (1)の場所で平成23年7月1日(金)から同月11日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後5時までの間に交付する。
- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年7月26日(火)午後1時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(月)午後5 時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
  - (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しな ければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1) の場所に平成23年7月15日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日まで に提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計 規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出 に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規 則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の 全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

**##**:

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: CAD system to be leased
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: 12:00noon. 15, July, 2011
- (3) Time-limit for submission of tenders: 1:00PM, 26, July, 2011
- (4) Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 25, July, 2011
- (5) Contact point for the notice: Tottori Prefectural Yonago Technical High School 4-220 Bakuro -machi Yonago-shi 683-0052 Japan TEL: 0859-22-9211

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月1日

鳥取県立日野高等学校長 金 田

#### 1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

日野高等学校パソコン等賃貸借(2室分) 一式

ア パソコンLANシステム機器 一式

- (ア) デスクトップ型パーソナルコンピュータ 78台
- (イ) A3カラーレーザープリンタ 1台
- (ウ) A4モノクロレーザープリンタ 1台
- (エ) 画像転送用システム 一式
- (オ) スイッチ、ケーブル類 一式
- (カ) ソフトウェア、ライセンス等 一式

イ 造園CADシステム機器 一式

- (ア) デスクトップ型パーソナルコンピュータ 11台
- (イ) A3カラーレーザープリンタ 1台
- (ウ) スイッチ、ケーブル類 一式
- (エ) ソフトウェア、ライセンス等 一式
- (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成23年9月1日から平成27年8月31日まで

(4) 納入期限

平成23年8月31日(水)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入 札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、入札見積金額は、当該借入物品に係る賃借料(保守料を含む。)の総額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成23年7月1日(金)から同月26日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参 加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受け ていない者であること。
- (3) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資 格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年7月6日(水)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(4) 平成23年7月1日(金)から同月26日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年

法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の 規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)

- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであるこ
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立日野高等学校

- 4 入札手続等
  - (1) 入札に関する問合せ先

〒689-4503 日野郡日野町根雨310

鳥取県立日野高等学校

電話 0859-72-0365

(2) 仕様に関する問合せ先

〒689-4503 日野郡日野町根雨310

鳥取県立日野高等学校

電話 0859-72-0365

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (4) 入札説明書の交付方法
  - (1)の場所で平成23年7月1日(金)から同月11日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後5時までの間に交付する。
- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年7月26日(火)午後1時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(月)午後5 時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
  - (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しな ければならない。
  - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1) の場所に平成23年7月15日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日まで

に提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ がないと認められるとき。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: personal computers to be leased
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 15, July, 2011
- (3) Time-limit for submission of tenders: 1:00PM, 26, July, 2011
- (4) Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 25, July, 2011
- (5) Contact point for the notice: Tottori Prefectural Hino High School 310 Neu Hino—cho Hino—gun 689—4503 Japan TEL: 0859—72—0365